こどもの性被害を防ぐために

保存版

保護者の皆さまにお願いしたいこと

1 こどもの権利について知ること



こどもの権利を学ぶことで、こどもは、危険に対して「いや」と言いやすくなると考えられます。

保護者の皆さまも、こどもたちと一緒に**こどもの権利についてご理解をお願いします**。

参考パンフレット

ちかごろよく聞く　こどもの権利って！？
（こども家庭庁）

URL:https://www.cfa.go.jp/policies/childrights

「生命（いのち）の安全教育」

こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教材です（文部科学省）。

URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

2 こどものサインに気づくこと



こどもは、性暴力を受けても、被害を訴えることが難しいケースが多いです。

こどもが見せるサインを見逃さないよう、日頃からこどもの様子に目を配ってください。

参考パンフレット

こどもたちのためにできること
～性被害を受けたこどもの理解と支援～
（内閣府・こども家庭庁）
URL:
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#child
※ サイト下部に当該パンフレットがございます。

性被害に関するご相談はこちらへ

こどもから被害の相談があった場合、異変を感じた場合、相談してよいかわからない場合でも、悩まず相談してください。

誰からの相談かや、相談の内容に関する情報は、厳格に取り扱います。相談したことで、不利益を受けることはありません。

〇那須烏山市こども課　相談グループ　0287-88-7116
　相談時間　月曜日～金曜日　8:30～17:15
〇那須烏山市教育委員会　学校教育課　指導支援グループ　0287-88-6222
　相談時間　月曜日～金曜日　8:30～17:15
〇栃木県教育委員会　塩谷南那須教育事務所　安心ダイヤル　0287-43-0609
　相談時間　月曜日～金曜日　9:00～12:00　13:00～16:00

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。
URL:https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

こども性暴力防止法　検索

こどもまんなか　こども家庭庁

こどもの性被害を防ぐために

【那須烏山市】の取組

◆こども性暴力防止法に基づき取り組んでいます

「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」等も含まれます。
＜「性暴力」の例＞
不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、のぞき、盗撮　等

起こさせません、見逃しません

- 面談・アンケート
- 相談窓口の設置
- 従事者への研修

などを実施しています。



職員の性犯罪前科を確認します

（＊）法施行（令和8年12月25日）後順次

性犯罪前科がある職員は、
性暴力のおそれを踏まえ、
こどもと接する業務に
従事させません。



（個別の確認結果は　法律上お伝えできません。）

◆那須烏山市の職員は「不適切な行為」を行いません

学校における「不適切な行為」等について方針を定めています

本市では、児童生徒との私的な連絡や面会、不必要な撮影や身体接触などについて、具体的な事例を示しています。なお、個々の行為については、児童生徒の発達の段階や特性、学校の状況等を踏まえて判断します。

詳しくは、3～4ページをご覧ください。

◆万が一、性暴力の事案が発生したら

こどもを守ることを最優先に、関係法令やルールに基づき、事実の確認やこどもの保護に組織として全力で対応します。また、日頃からそのための体制を整えます。

事案の概要は、原則として、事案にかかわっていない保護者の皆様にもご説明します。
ただし、事業者の対応に遅れや混乱が生じたり、二次被害等が生じることを防ぐため、必ずしも事案の発生直後に説明を行わない場合があります。ご理解をお願いします。

お願い

うわさを立てたり、広めたりしないようお願いします

性犯罪歴や性暴力の疑いなどの情報は、個人の重要なプライバシーに関わります。

性暴力の被害のうわさが広まると、被害を受けたこどもやその家族を大きく傷つけ、二次被害につながります。



⚠ このようなプライバシーにかかわるうわさを流した場合、法律に定める刑罰や、損害賠償の対象となる可能性があります。

「不適切な行為」及び「重大な不適切な行為」の方針

令和８年９月９日
那須烏山市教育委員会

第１　基本的な考え方

「不適切な行為」とは、当該行為そのものは児童対象性暴力等には該当しないが、業務上必ずしも必要な行為とまでは言えないものであって、当該行為が継続・発展することにより児童対象性暴力等につながり得る行為をいう。

「不適切な行為」及び「重大な不適切な行為」の具体例は、次に定めるとおりとする。

ただし、これらの具体例は、例えば次のアからウまでに掲げるように、学校種、対象となる児童生徒等の発達の段階や特性、現場の状況等によって、不適切であるか否かが変わり得るものであり、これらの行為に該当することで一律に不適切であると判断されるものではないことに留意すること。

ア　児童生徒等の発達の段階に応じて、現場で必要となる「身体接触を伴う行為」の範囲は異なるものであり、未就学児（満６歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めに達していない児童をいう。以下同じ。）に対するものと、中学生に対するものを同等に扱うことはできない。

一方、個々の児童生徒等の発達の段階や特性により、例えば小学校低学年に対して、未就学児と同様に、信頼関係を築いていく過程で身体接触を伴う行為はあり得る。

イ　スポーツ、水泳、ダンス等においては、児童生徒等及び保護者の理解を得た範囲で、身体接触を伴う指導があり得る。

ウ　日常的に児童生徒等の送迎を行う場合と、災害等の緊急事態に送迎を行う場合とを同等と扱うことはできない。

以下は例示であり、児童生徒等の特性、現場の状況を踏まえ判断すること。

第２　事例

１　不適切な行為

(1) 私的なコミュニケーション、面会、送迎等

ア　児童生徒等と私的な連絡先（SNS アカウント・オンラインゲームのアカウント・メールアドレス等）を交換し、私的なやり取りを行う。

イ　休日や放課後に、児童生徒等と二人きりになる。

ウ　保護者の承諾がないまま、児童生徒等の自宅で二人きりになる。

エ　児童生徒等を自宅に招き、二人きりになる。

オ　不必要に、児童生徒等を一人で車に乗せて、送迎を行う。

(2) 撮影

ア　私物のスマートフォンやルール外の方法で、児童生徒等の写真・動画を撮影・管理する。

イ　業務上必要と考えられる範囲外で、児童生徒等の写真や動画を撮影する。

(3) 密室

不必要に児童生徒等と密室で二人きりになろうとする。（用務がないのに別室に呼び出す など）

(4)身体接触

ア　児童生徒等に不必要な身体接触を行う。（必要以上に長時間抱きしめる、一般的でない抱き方になっているなど）

イ　業務上必要でないのに児童生徒等にマッサージをする、又は児童生徒等にマッサージをさせる。

ウ　業務上必要でないのに児童生徒等を膝に乗せる、おんぶする など。

※ 個々の児童生徒等の発達の段階や特性により、例えば小学校低学年に対して、未就学児と同様に、信頼関係を築いていく過程で身体接触を伴う行為はあり得ることに留意。

エ　発達の段階や特性から考えて不必要な身体的介助を行う。

(5)更衣

ア　不必要に、更衣室や児童生徒等が更衣中の部屋に入室する。

イ　不特定多数の人の目がある中で児童生徒等に更衣をさせる。

(6)特別扱い

ア　特定の児童生徒等に高価な金品を与えたり、正当な理由なく声掛けや態度を変えたりする。

イ　児童生徒等の容姿等を過度にほめる。

(7)その他

ア　児童生徒等の衣服や持ち物を正当な理由なく触ったり、借りたりしようとする。

イ　児童生徒等の前で過度に肌を露出する。（性的手なずけにつながる可能性が疑われる場合　など）

2　重大な不適切な行為

「重大な不適切な行為」については、教職員等の加害認識、児童生徒等に与えた被害の重大性、悪質性等を踏まえて判断することとなるが、「不適切な行為」の例に、「執拗に」、「児童生徒等や保護者の意に反することを認識しながら」等の悪質性が高まる要素が加わった場合には、「重大な不適切な行為」に該当し得る。

(1)私的なコミュニケーション、面会、送迎等

保護者の意に反することを認識しながら、児童生徒等の自宅等で二人きりになる。

(2)身体接触

ア　児童生徒等の意に反して、必要以上に長時間抱きしめる。

イ　執拗に児童生徒等にマッサージをする。